

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

福岡県 最低賃金

842 円



令和2年
10月1日から
〔時間額〕

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは

福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ

福岡労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

1 福岡県最低賃金のお知らせ

令和2年10月1日から 1時間842円に改定されます。

- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 時間額842円未満の場合は、賃金額を引き上げる必要があります。**
- 月給制の場合は、月給を1箇月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

【問合せ先】 福岡労働局労働基準部監督課賃金室(092-411-4578)
またはお近くの労働基準監督署

2 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

・すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

・支給額は以下のとおりです

〈 〉は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

- ① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が 1人～ 3人:95,000円〈12万円〉(71,250円〈90,000円〉)
4人～ 6人:19万円 〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉)
7人～ 10人:28万5,000円〈36万円〉(19万円〈24万円〉)
11人～100人:1人当たり28,500円〈36,000円〉
(19,000円〈24,000円〉)
- ② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合
対象労働者数が 1人～ 3人:47,500円〈60,000円〉(33,250円〈42,000円〉)
4人～ 6人:95,000円〈12万円〉(71,250円〈90,000円〉)
7人～ 10人:14万2,500円〈18万円〉(95,000円〈12万円〉)
11人～100人:1人当たり14,250円〈18,000円〉
(9,500円〈12,000円〉)

※中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

【問合せ先】 福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)

3 最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業 ＜「業務改善助成金」のご案内＞

～最低賃金改定前に早めの申請を～

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

福岡県働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)

・支援事業に関するご相談(申請先)

福岡労働局雇用環境・均等部企画課(092-411-4717)